る場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。

ウ　工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案について評価する。

エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。

なお、評価にあたっては、その内容をヒアリングすることがある。

㋐　工事施工体制等評価について

○品質確保の実効性（品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。）

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。得点15点

・工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。得点５点

○施工体制確保の確実性（施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。）

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。得点15点

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。得点５点

㋑　工事全般の具体的な施工計画について

○工程確保や安全対策及び地形・地質の変化に対応できる施工計画

・現地の条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点８点（５段階にて評価）

㋒　工事目的物の性能・機能の向上に関する事項について

○トンネル掘さくの施工管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・現地の条件（地形、地質及び地下水等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点８点（５段階にて評価）

○覆工コンクリートの品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・現地の条件（地質及び地下水等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点８点（５段階にて評価）

㋓　社会的要請への対応に関する事項について

○施工上配慮すべき環境対策及び安全対策

・現地の条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点６点（５段階にて評価）

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　上記⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、上記⑴㋐に示す評価項目について、最大30点を与える。

ウ　加算点　加算点は、上記⑴㋑、㋒及び㋓に示す評価項目について、最大30点を与える。なお、下記⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。

エ　価格、提案及び提案値に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び上記⑴に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行う。

併せて、工事成績評点を減ずる措置を行う。

4　入札手続等

⑴　担当支社等　〒532―0003 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目５番36号（新大阪トラストタワー）　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部　大阪支社総務部契約課契約係　電話06―6394―6029　ＦＡＸ06―6394―6044

メールアドレスkeiyaku.osk@jrtt.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　平成25年12月26日（木）から平成26年３月７日（金）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時まで

イ　交付場所　上記４⑴に同じ。

ウ　交付方法　無償で配布する。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　電子入札システムにより提出書類通知書を送信するとともに、申請書及び資料は、提出場所へ郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

ただし、上記１⑼により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ　提出期間

㋐　郵送による提出期間　平成25年12月26日（木）から平成26年１月27日（月）までの休日を除く毎日、９時30分から17時まで。

㋑　持参による提出期間　平成25年12月26日（木）から平成26年１月27日（月）までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

ウ　提出場所　上記４⑴に同じ。

⑷　入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所

ア　入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、上記１⑼により契約担当役から承諾を得て紙入札に移行した者は郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

イ　入札及び開札の日時、場所

㋐　電子入札システムによる入札の締切りは、平成26年３月７日（金）13時

㋑　持参の場合は、平成26年３月７日（金）13時までに機構鉄道建設本部大阪支社総務部契約課契約係に提出すること。